

1 (6) 法案関係資料

内閣官房 T P P 政府対策本部

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う関税関係法整備について

平成 28 年 3 月

個々の関税率については TPP 協定そのものに規定されており、条約として直接適用されるため、関税関係法の改正は必要ない。他方、TPP 協定を適切に運用するために手続等を明確にする必要があるものについては、以下の措置を講ずる。

1. 原産地手続（関税暫定措置法及び E P A 申告原産品法の改正）

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・ 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査
- ・ 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税關への協力

2. セーフガード関係等（関税暫定措置法の改正）

① TPP 協定締約国からの輸入が急増した場合、② TPP 協定締約国が協定に違反した場合、③ TPP 協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

3. その他整備が必要となる規定（関税暫定措置法等の改正）

- ・ TPP 協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定（日豪 E P A に伴い導入された規定の対象に TPP 協定を追加）。
- ・ 修繕・加工のために TPP 協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・ 農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

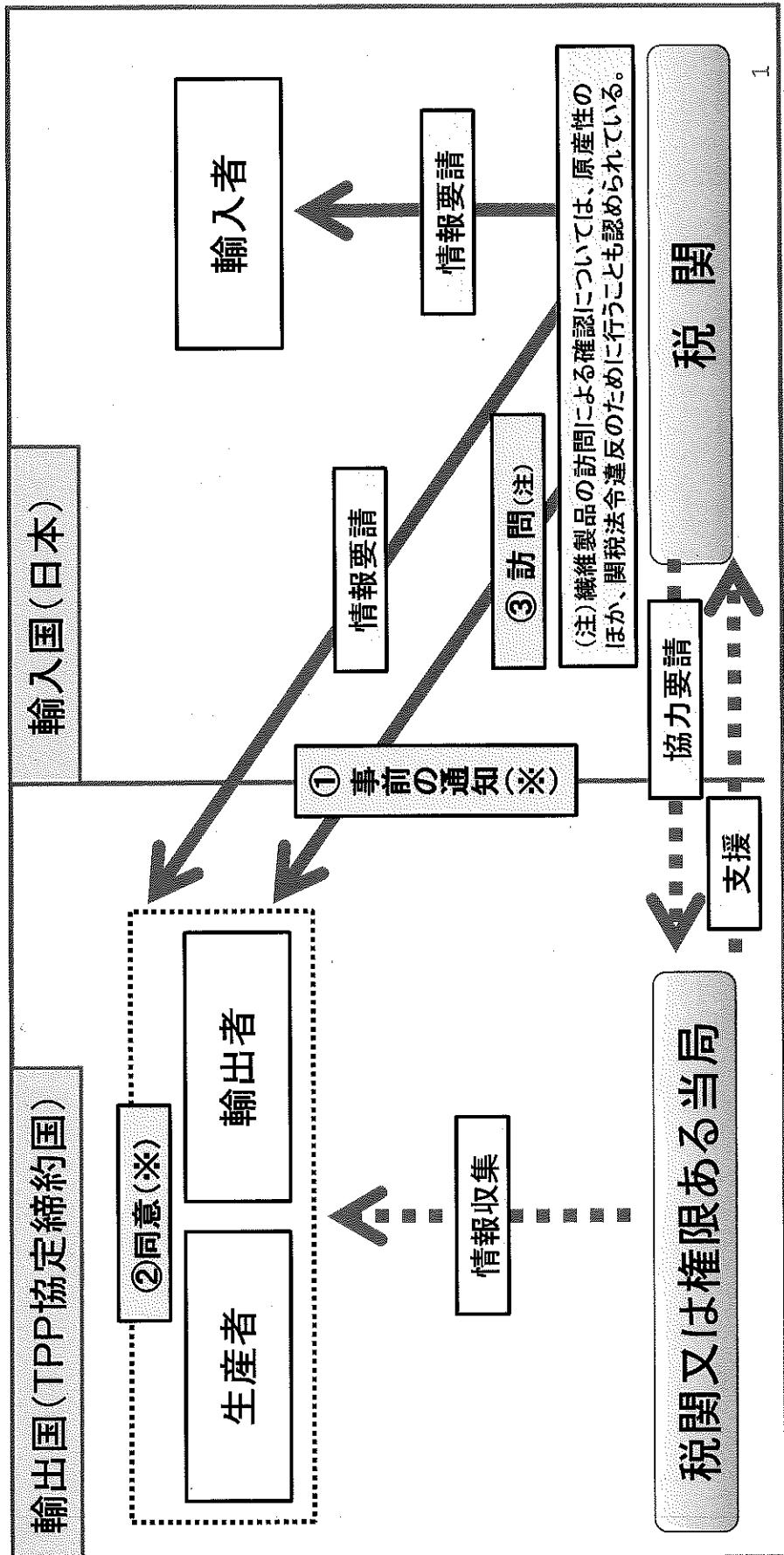
資料 資料 (関税関係法(TPP関連))

TPP協定の原産品であること等の確認手続（輸入国としての側面）

法整備事項

- TPP協定の規定を実施するため、我が国の税関が、輸出者又は生産者の事務所等を訪問し、輸入貨物の原産性等の確認を行う場合の事前通知の手続に係る規定を整備。

(注) 事前通知を要しない場合の手続、及び我が国の税関が、輸出者の事務所等において、繊維製品の輸入に關し関税法令違反の有無の確認を行うことができる旨の規定も整備（原産性の確認は、既に法整備済み。）。（関税暫定措置法）

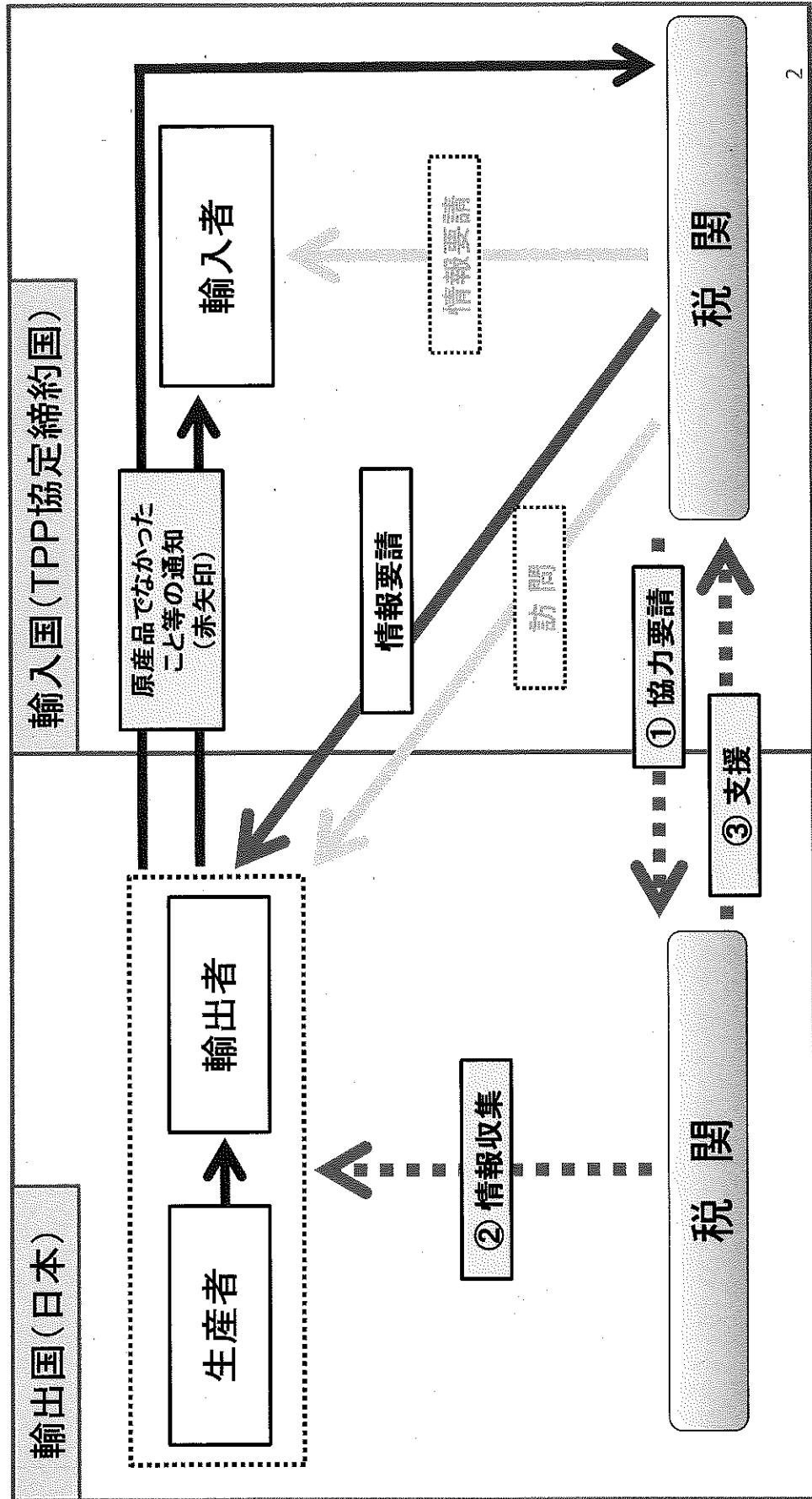


TPP協定の原産品であることの確認に係る協力等（輸出国としての側面）

法整備事項

- TPP協定の規定を実施するため、我が国の税関が相手国の税関が行う確認を支援することができる旨等を規定。

(注) 原産品申告書を作成した者は、原産品でなかつたことを知ったときは、その申告書を交付した相手方等にその旨を通知しなければならない旨も規定。（EPA申告原産品法）

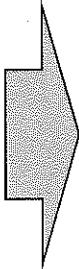


セーフガード関係等① (緊急關稅等)

TPP協定の規定の内容

- 一又は二以上の締約国から貨物の輸入が増加し、当該貨物と同種又は競合する產品を生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしている場合、当該一又は二以上の締約国から輸入される貨物について、政府による調査を経て、実行税率の範囲内で關税率を引き上げることができる(緊急關稅:セーフガード)。
- ある締約国がセーフガードを発動した場合、セーフガード発動国と被発動国が協議し、発動国によるセーフガードと同等の關稅の讓許(補償)について合意に達しない場合、被発動国は発動国に対して、セーフガードと同等の關稅の讓許の適用を停止し、關稅率を引き上げることができる(対抗關稅)。

現行制度等

- 経済連携協定に基づく緊急關稅(EPA緊急關稅)を発動する際、「貨物及び期間」(EPA対抗關稅は「貨物」)を指定することとされている。


法整備事項

- EPA緊急關稅を発動する際、「国、貨物及び期間」(EPA対抗關稅は「国及び貨物」)を指定することとする。
→ 併せて、EPA対抗關稅の発動にあたり、課税の対象となる有税品目の選定等にかかる調整を適切かつ円滑に実施するため、財務大臣から関係大臣に対して意見を求めることができる規定を關稅暫定措置法において整備する。
(關稅暫定措置法第7条の7の改正)

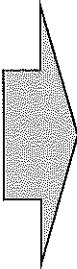
セーフガード関係等② (紛争解決手続における関税上の対抗措置)

TPP協定の規定の内容

- 他のTPP協定締約国との間でTPP協定違反にかかる紛争が発生し、紛争解決手続を経てTPP協定違反が認定された後、TPP協定違反が是正がされない場合等において、TPP協定上の利益を停止することができる。

現行制度等

- 関税定率法第6条において、WTO協定上の紛争解決手続に基づく報復関税の発動手続が整備されている。



法整備事項

- TPP協定締約国のTPP協定違反が紛争解決手続を経て認定されたにもかかわらず、相手国がTPP協定違反を是正しない場合等について、我が国の利益を守るために必要な措置を停止するための関税上の措置として、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率引き上げることを可能とするための手続規定を、関税暫定措置法において整備(TPP協定のみならず、経済連携協定一般において適用可能な制度とする(EPA報復関税))。→併せて、EPA報復関税の発動にあたり、課税の対象となる有税品目の選定等にかかる調整を適切に実施するため、財務大臣から関係大臣に対して意見を求めることができる規定を関税暫定措置法において整備。

セーフガード関係等③ (品目別セーフガード)

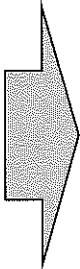
TPP協定の規定の内容

- TPP協定においては、牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、オレンジ、競走馬、林産品について、現行の実行税率から、それ段階的に関税を削減・撤廃。

- これに伴い、TPP協定締約国からの輸入数量が一定の水準を超えた場合(競走馬については、輸入価格が一定の水準を下回った場合)に税率を引き上げるセーフガード・価格セーフガード)を導入。

現行制度等

- 日豪EPAにおいて個別品目(牛肉)に係る数量セーフガードが導入されたことから、適用手続きを整備済み(関税暫定措置法第7条の8)。
- EPAに基づく価格セーフガードについては、既存の類似制度は存在しない。



法整備事項

- 牛肉をはじめTPP協定において導入された個別品目に係る数量セーフガード適用のため、既存の手続規定(使用する統計や輸入数量の公表等)を整備。(関税暫定措置法第7条の8の改正)
- EPAに基づく個別品目を対象とした価格セーフガードが初めて導入されるところ、本セーフガード実施のため、全世界向けの価格セーフガード^(注)の規定に倣い、適用手続きを整備。(関税暫定措置法第7条の9の新設)
(注)現在、全世界向けには、WTO農業協定に基づく価格セーフガード(輸入価格が基準価格を一定程度下回った場合に追加関税を課する制度)が存在する。

その他整備が必要となる規定

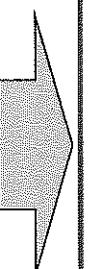
TPP協定の規定の内容

- TPP協定においては、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦について、関税を撤廃（日豪EPAと同様の譲許）。
- TPP協定締約国から他の締約国に修理又は変更（注）のため一時的に輸出され、TPP協定締約国に再輸入される產品について、当該產品の原產地にいかわらず、関税を課してはならないこととされている。
(注)修理又は変更には、產品の本質的な性質を失わせること、新たなる产品を作ること、又は未完成品を完成品にすることとは含まないこととされている。

現行制度等

- 日豪EPAの適用を受けて無税で輸入された麦が実際に飼料の原料として使用されることを担保する措置として承認工場制度を導入済み（関税暫定措置法第9条の2）。
- 現行制度（関税定率法）では、我が国から輸出され輸出國で加工・修繕がされた貨物が我が国に再輸入された場合には、その加工・修繕により附加された価値について関税等が課されている。

法整備事項

- TPP協定の適用を受けて無税で輸入された飼料用麦についても、承認工場制度の対象とするための国内改正が必要。（関税暫定措置法第9条の2の改正）
- TPP協定の規定を実施するため、関税暫定措置法において、当該TPP協定の内容を規定（注1、2）。
- なお、輸出から再輸入までの期間においては、TPP協定において「一時的」とのみ規定されているところ、免税の要件を明確化する観点から、「輸出の許可の日から1年以内」（注3）とする旨を規定。

(注1) 関税に係る規定の整備に伴い、輸入貨物に課される消費税に係る規定を整備（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律）
(注2) TPP協定における「修理又は変更」の用語については、関税関係法における他の免税規定の用例に則り「加工又は修繕」と規定。
(注3) 1年を超えることがやむを得ないと認められる場合において、税関長の承認を受けたときは、1年を超えた税関長が指定する期間。

- ◆ その他、農林水産省所管法律（畜産物価格安定法、糖価調整法）の改正等に伴い規定を整備。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案における著作権法関係改正事項について

I 著作物等の保護期間の延長に関する改正事項

1. 改正の趣旨

(1) TPP協定における合意事項

著作物等の保護期間を以下の通りとすること。

- ・自然人の生存期間に基づく場合：著作者の死後少なくとも70年
- ・自然人の生存期間に基づかない場合：公表後又は創作後少なくとも70年

(2) 改正の趣旨

国際的な制度の調和等に留意し、権利の適切な保護を図るため、著作物等の保護期間を延長する。

2. 改正内容

種類		保護期間の終期	保護期間の終期
著作物	原則（第51条第2項）	著作者の死後 <u>50年</u>	著作者の死後 <u>70年</u>
	無名・変名の著作物（第52条）	公表後 <u>50年</u>	公表後 <u>70年</u>
	団体名義の著作物（第53条第1項）	公表後 <u>50年</u> （創作後 <u>50年</u> 以内に公表されなかつた場合は創作後 <u>50年</u> ）	公表後 <u>70年</u> （創作後 <u>70年</u> 以内に公表されなかつた場合は創作後 <u>70年</u> ）
	映画の著作物（第54条）	公表後 <u>70年</u> （※）	公表後 <u>70年</u> （※）
実演（第101条第2項第1号）		実演が行われた後 <u>50年</u>	実演が行われた後 <u>70年</u>
レコード（第101条第2項第2号）		レコードの発行後 <u>50年</u> （固定後 <u>50年</u> 以内に発行されなかつた場合は固定後 <u>50年</u> ）	レコードの発行後 <u>70年</u> （固定後 <u>70年</u> 以内に発行されなかつた場合は固定後 <u>70年</u> ）

（※）映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

（参考）

- ・TPP署名国で、我が國の他に、TPP締結のために著作物の保護期間を延長する国
カナダ、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア
- ・なお、著作物の保護期間が著作者の死後70年未満であるのはG7（主要国首脳会議）参加国のうち、現在我が国とカナダのみ、またOECD加盟国34カ国中、我が国とカナダ、ニュージーランドのみであるが、TPP締結により全てのG7参加国及びOECD加盟国において、著作権の保護期間が著作者の死後70年となる。

II 著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関する改正事項

1. 改正の趣旨

(1) TPP協定における合意事項

故意による商業的規模の著作物等の違法な複製を非親告罪※とする。ただし、非親告罪化の範囲は、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

※非親告罪：著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪

(2) 改正の趣旨

海賊版対策の実効性確保により資するため、悪質な海賊行為については非親告罪化の対象としつつ、二次創作への萎縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する。

※「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）抜粋

II TPP関連政策の目標

3 分野別施策展開

(3) 知的財産

②著作権関係

○ (略) 権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への萎縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する。

2. 改正内容

(1) 非親告罪化の要件 (第123条第2項及び第3項)

以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ②有償著作物等※について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、
不當に害されること

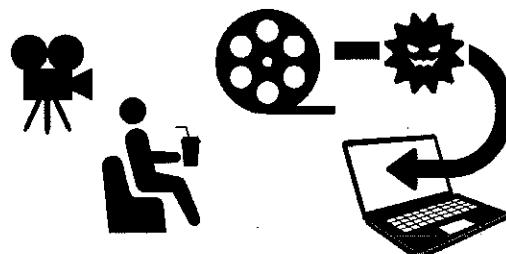
※有償著作物等：有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

(2) 非親告罪となる侵害行為の例

- ①販売中の漫画や小説をコピーし、
海賊版として販売する行為

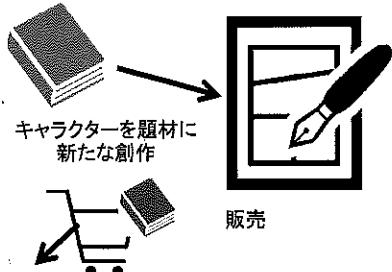


- ②映画の海賊版をインターネットで配信する行為



(3) 親告罪のままとなる行為の例

- ①漫画等の同人誌をコミケで販売する行為



- ②漫画のパロディをブログに投稿する行為



III アクセスコントロールに関する制度整備に関する改正事項

1. 改正の趣旨

(1) TPP協定における合意事項

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為及び回避装置の製造販売等について、民事上・刑事上の措置を定める。

※ 例えば、有料放送等において視聴料金を支払った者以外は番組を視聴できないように視聴制限を行う技術。

(2) 改正の趣旨

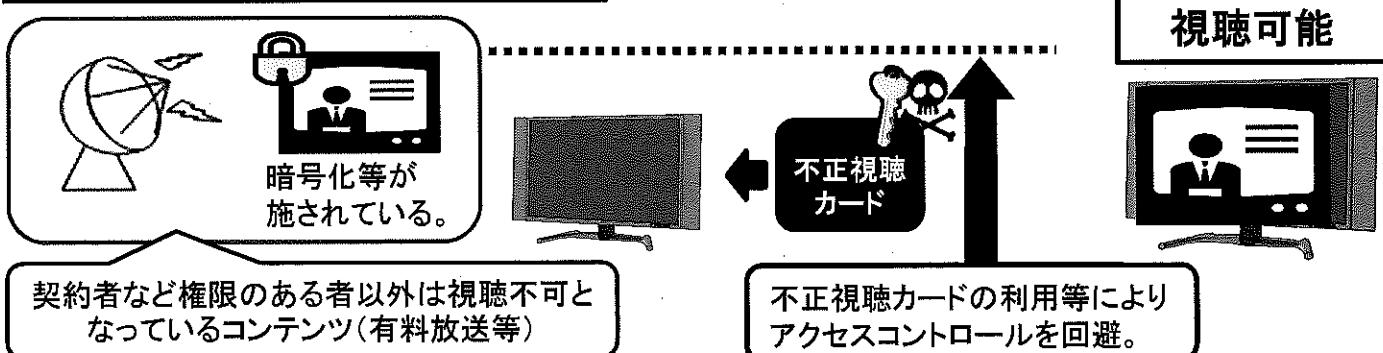
デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、コンテンツの無断利用を防ぐ技術としてアクセスコントロールが広く普及するに至っている一方、これらを回避する行為や装置の流通等により、正規の著作物の販売や放送等に悪影響が出ていることを受け、権利者の適切な保護を図る観点から、規定を整備。

2. 改正内容

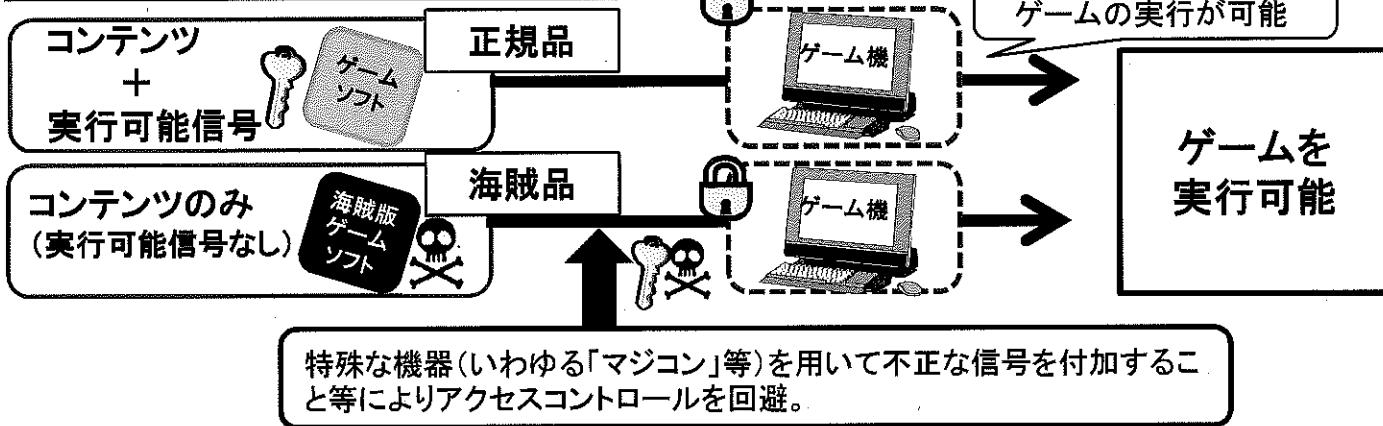
(1) みなし侵害行為規定の整備(第2条第1項第21号、第113条第3項、第119条第1項)

コンテンツに施された著作物等の利用を管理する技術的利用制限手段(いわゆる「アクセスコントロール」)を権限なく回避する行為について、アクセスコントロールに係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲で行われる場合等、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上の責任を明確にする。(なお、刑事罰の対象とはしない。)

具体例①: 有料放送の無断視聴



具体例②: 海賊版ゲームソフトの実行



(2) アクセスコントロールの回避装置の販売等に関する規定の整備(第120条の2第1号及び第2号)

アクセスコントロールの回避を行うための装置等を公衆に譲渡等する行為や、業として公衆からの求めに応じてアクセスコントロールを回避する行為(いわゆる「回避サービスの提供」)を刑事罰の対象とする。

IV 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与に関する改正事項

1. 改正の趣旨

(1) TPP協定における合意事項

インターネット等から直接配信される音源（「配信音源」）を用いて放送又は有線放送を行う場合について、実演家及びレコード製作者に使用料請求権を付与する。

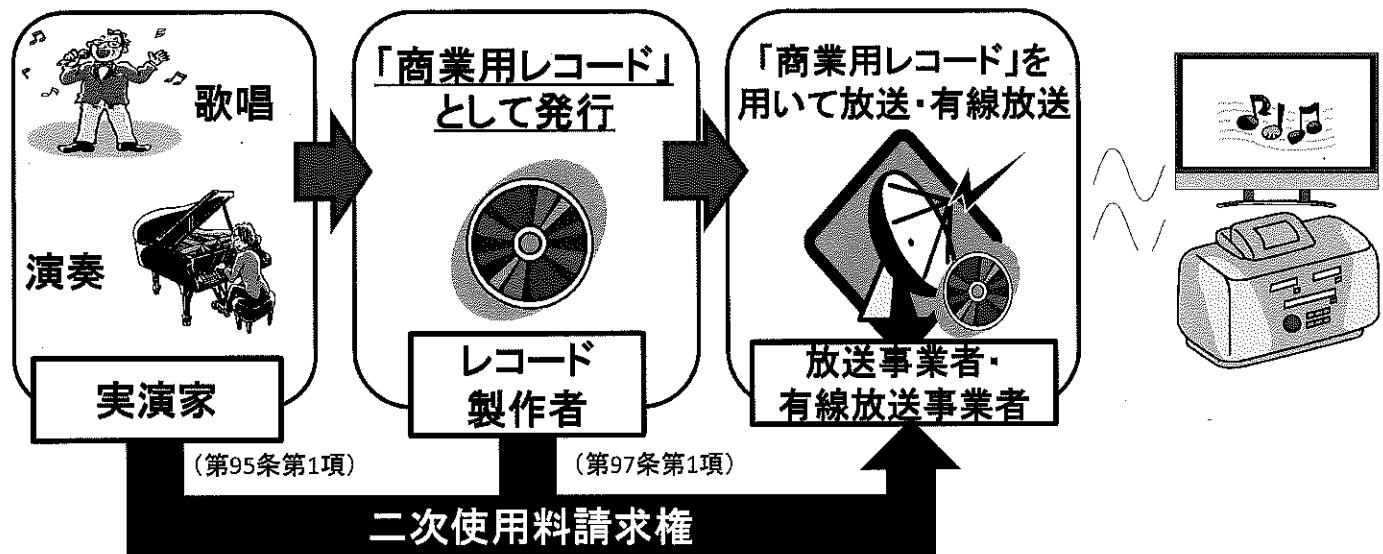
(2) 改正の趣旨

近年、インターネットを用いて音楽を配信する動きが盛んになっていることを受け、放送事業者等が配信音源を放送や有線放送において利用する場合においても権利者に適切に対価が還元される環境を整備するため、規定を整備。

2. 改正内容

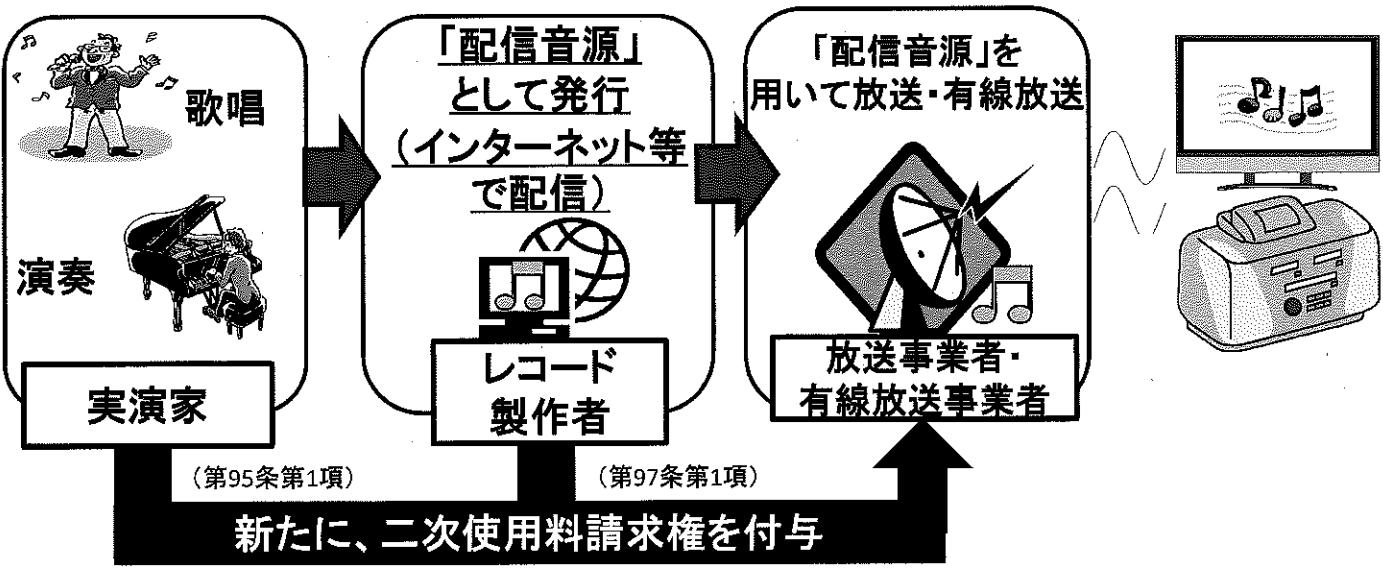
(1) 現行制度

商業用レコード（音楽CD等）を用いて放送等を行った場合、放送事業者等は実演家・レコード製作者に二次使用料を支払う必要がある。



(2) 改正内容

上記商業用レコードに加え、放送事業者等が配信音源を用いて放送等を行った場合についても、実演家・レコード製作者に二次使用料請求権を付与する。



V 損害賠償に関する改正事項

1. 改正趣旨

(1) TPP協定における合意事項

TPP協定では、権利者の損害額の立証負担を軽減するため「法定の損害賠償」※等の整備が求められている。

※ TPP協定では、「法定の損害賠償」が「損害について権利者を補償するために十分な額」であり、かつ、「将来の侵害を抑止することを目的として定める」ものであることが求められている。(具体的な制度設計は各国に一定の裁量あり。)

(2) 改正の趣旨

我が国の著作権法では、既に立証負担軽減のために損害額を法定する制度あり。今回、これに加えて、民法の填補賠償原則等に即した形で所要の措置を講じる。

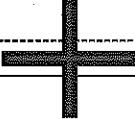
2. 改正内容

- 侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者（※）の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができる。

<現行規定>

- 権利者は、以下の法定額を損害額として請求可能。（著作権法第114条）

第1項： 「侵害物の数量」 × 「正規品の単位数量当たりの利益額」
第2項： 侵害者の得た利益
第3項： 使用料相当額



<追加規定>

- 権利者は、著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として請求することができる。（改正案による改正後の著作権法第114条第4項）

【具体例】ある業者が著作権者に無断でカラオケ施設を1,000営業日（40か月）運営して1日30曲の著作権侵害を行った場合

○対応する使用料規程の内容

①包括契約の場合：12,000円／月 ②個別契約の場合：1曲1回あたり120円

⇒ 請求可能額（使用料規程により算出した額）は、360万円

①に基づいて計算した場合：48万円（12,000円／月 × 40か月）

②に基づいて計算した場合：360万円（120円／回 × 30回／日 × 1,000日）

TPP協定を担保するための 特許法改正について

特許序

TPP協定の概要

TPP協定の概要

1. グレースピリオド(猶予期間：12月)の導入を義務付け。
2. 期間補償のための特許権の存続期間の延長制度の導入を義務付け。

TPP協定の条文(グレースピリオド・期間補償のための特許権の存続期間の延長制度の整備)

◆第18. 38条(猶予期間)

各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。

- (a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。
- (b) 当該締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

◆第18. 46条(不合理な遅延についての特許期間の調整)

1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払う。

2 締約国は、特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定めることができる。

3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するため特に特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するため特に特許期間を調整する。

4 この条の規定の適用上、不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる。

TPP協定の担保の在り方（新規性喪失の例外規定：特許法第30条）

現行の制度（新規性喪失の例外規定）

◆特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利化することができるないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願した場合に出願した場合に延長し、多様な発明をより適切に保護する。

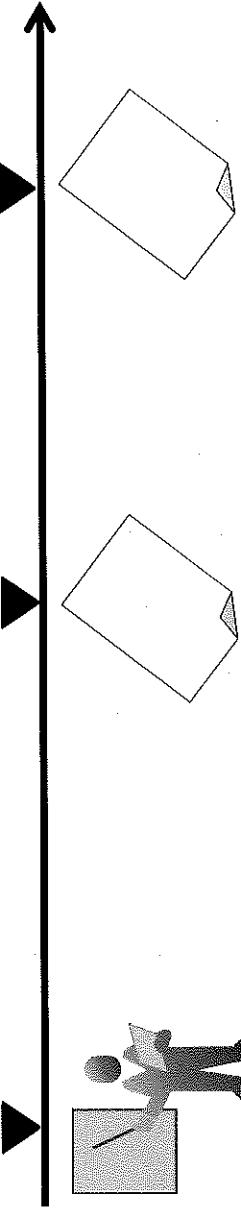


►TPP協定の要請を受け、この新規性喪失の例外期間を現行の6月から12月に延長し、多様な発明をより適切に保護する。

現行：6月（TPP協定：12月）

学会等での公表に
公表内容に
について出願

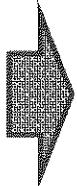
学会等での公表に
出願された発明の
新規性等が否定されない



TPP協定の担保の在り方（特許権の存続期間の延長：特許法第67条等）

現行の制度（期間補償のための特許権の存続期間の延長制度）

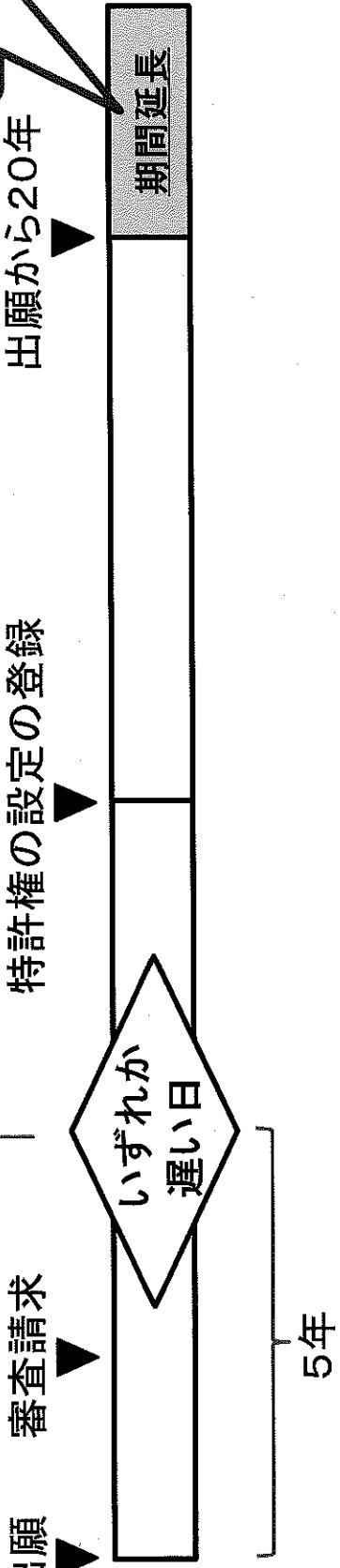
- ◆我が国の特許法には、期間補償のための特許権の存続期間の延長制度は存在しない。
- ◆特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、権利化までに時間がかかった場合には、その分の権利期間が短くなる。



► TPP協定が要請する「不合理な遅延」の補償のために、特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から3年を経過した日のいざれか遅い日以後に特許権の設定の登録があつた場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。

► 延長登録出願により特許権の存続期間を延長することができるとし、当該延長登録出願について審査官が審査を行う。
3年

適切な権利期間を
確保



TPP協定の担保の在り方（特許権の存続期間の延長・特許法第67条等）

TPP協定上の「不合理な遅延」の考え方

TPP協定では、不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整（延長）することが要請されている。

ここで、「不合理な遅延」には「少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいざれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。」ことが規定されると共に、以下の期間について、遅延の決定において控除することができる旨規定されている。

(1) 特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間

(2) 特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間

(3) 特許出願人の責めに帰せられる期間

※なお、TPP協定の解釈上「特許の効力の発生」を意味することとされている。

➤ TPP協定上、遅延の決定において控除することができる期間の具体的なイメージは以下のとおりである。

(1) 特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間
例：拒絶査定不服審判、審決取消訴訟、行政不服審査の期間等

(2) 特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間、(3) 特許出願人の責めに帰せられる期間
例：天災等による手続の中止期間、出願人の破産等による手続の中止期間、
補正命令に応答するまでの期間、出願人の申出により手続・審査を保留した期間等

TPP協定の担保の在り方

TPP協定を担保するための特許法改正の方向性 —まとめ—

- 新規性喪失の例外規定について
発明の新規性喪失の例外期間(グレースピリオド)について、現行の公表等から6月を12月に延長する。
- 期間補償のための特許権の存続期間の延長制度について
 - 特許権の存続期間について、特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から3年を経過した日のいづれか遅い日(以下「基準日」という。)以後に、特許権の設定の登録があつた場合に、出願により延長することを可能とする。
 - 延長が可能な期間には、基準日から特許権の設定の登録の日までに相当する期間から、特許庁の責めに帰さない理由により経過した期間及び審判・裁判の期間等の特許出願に係る手続や審査に要した期間以外の期間を控除した期間とする。
 - 存続期間の延長登録に対する無効審判制度その他所要の制度を整備する。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の産業財産権の保護と利用が促進され、更なる海外事業展開が促進される。

特許庁

TPP協定を担保するための 商標法改正について

TPP協定の概要

TPP協定の概要

商標の不正使用について、法定の損害賠償又は追加的な損害賠償の制度を設ける。

TPP協定の条文（抜粋）

◆第18. 5条

各締約国は、この章の規定を実施する。締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される保護又は行使又は行使による保護の範囲を自國の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。各締約国は、自國の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

◆第18. 74条7～9

7 各締約国は、民事上の司法手続において、商標の不正使用に關し、次のいづれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

- (a) 権利者の選択に基づいて受けうることができる法定の損害賠償
- (b) 追加的な損害賠償（注）

注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。

8 及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するため十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

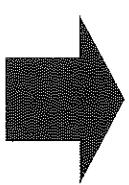
9 司法当局は、6及び7の規定に基づく追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、全ての関連する事項（侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。）を考慮して適當と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。

TPP協定の担保の在り方

現行の損害賠償制度

民法 《損害賠償の一 般規定》

侵害者は「生じた損害を賠償する」



知的財産権の場合、「生じた損害」を
特定・立証することが困難。

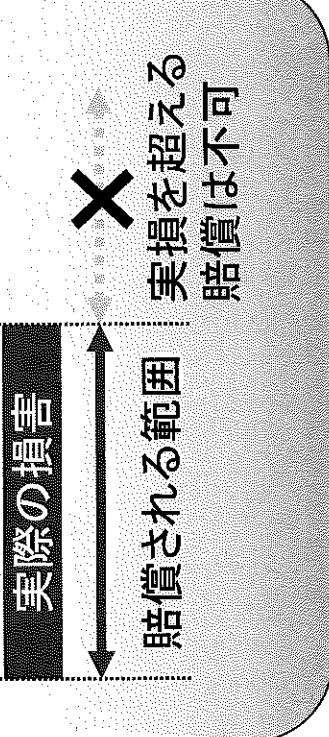
商標法 《立証負担を一定程度軽減する規定》

第38条第1項：損害額の計算式

第2項：侵害者利益を損害額

第3項：ライセンス料を損害額

* 民法(不法行為法)の原則*



総合的なTPP関連政策大綱

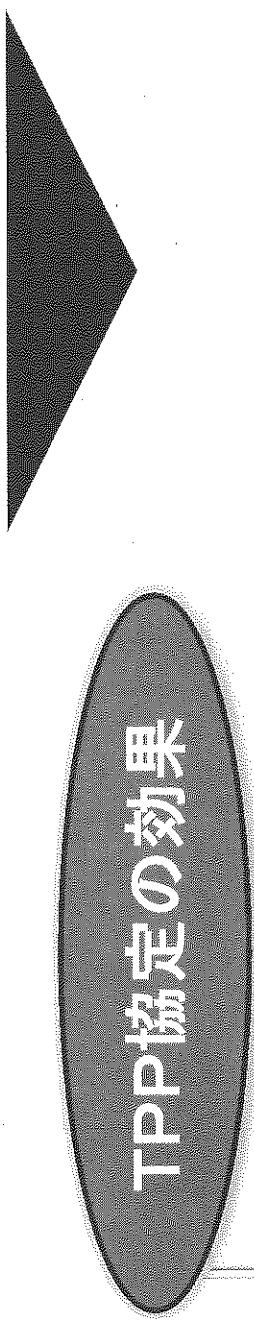
「商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に關し、所要の措置を講ずる。」

(平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定)

TPP協定の担保の在り方

TPP協定を担保するための商標法改正の方向性

- 民法の原則を踏まえ、追加的な損害賠償ではなく、法定の損害賠償に関する規定を整備する。
- 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できる規定を追加する。



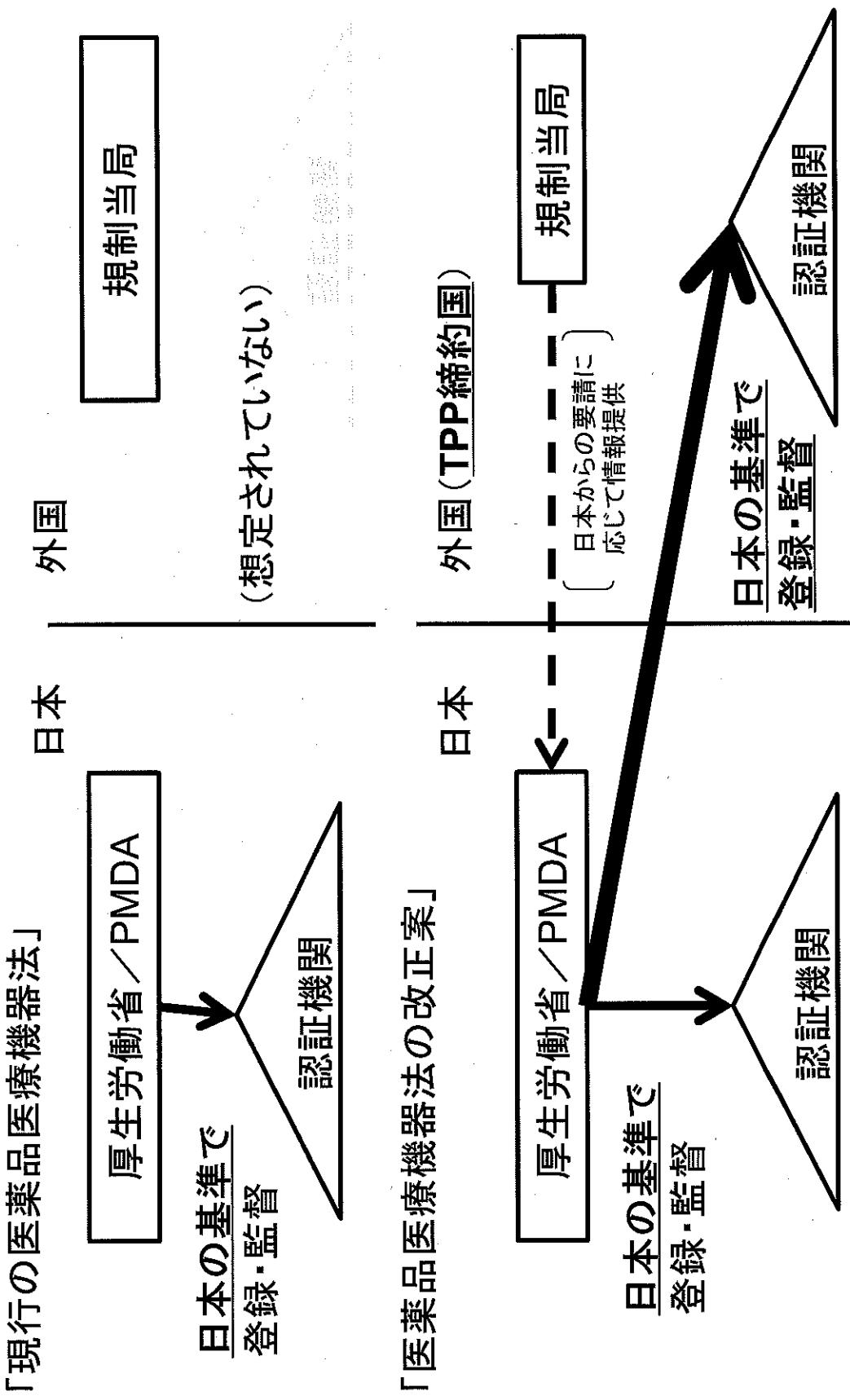
権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、特にTPP協定域内の新興国において、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進。

第三者認証制度について

厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び体外診断用医薬品については、厚生労働大臣の承認を不要として、厚生労働大臣の登録を受けた第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度（平成17年4月より施行、高度管理医療機器は平成26年11月より拡大）



認証機関の登録及び監督に関する改正イメージ



肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキシ)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。(当面は月ごと(原則は四半期ごと)に算定。)

・ 地域算定をモデル的に実施できることとしており、平成25年度から、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県が実施してきたが、平成27年度から、大分県も追加実施することになったところ。

《事業内容》

- ①積立割合：生産者：国=1:3
- ②補填金：1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者：肥育牛生産者(大企業は除く)

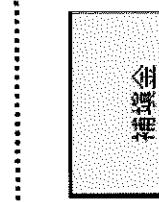
《27年度》

1頭当たりの積立金		(うち生産者積立金)	
肉専用種	交雑種	(10千円/頭)	(25千円/頭)
40千円/頭	100千円/頭	(17千円/頭)	(17千円/頭)
68千円/頭	63千円/頭	(17千円/頭)	(17千円/頭)

(※) モデル実施県は地域算定を行う品種について別途設定

《27年度所要額》

869億円



生産コスト(消費税抜き)

粗収益(枝肉価格)
〔消費税抜き〕

生産費等(もじ
と畜費等を除く)

もじ畜費

25年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全国	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	3,800	7,300	2,700	17,400	14,200	—
福岡県	—	—	—	—	4,300	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	19,200	17,100	—	—	—	—	—
鹿児島県	10,200	—	—	9,600	12,600	—	—
支 雜 種	38,700	33,900	35,200	65,400	62,800	53,500	40,000
乳 用 種	63,900	56,000	45,700	43,200	48,600	45,500	41,700

26年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全国	—	—	2,900	5,900	24,200	—	—
広島県	—	—	—	8,700	17,300	2,900	—
福岡県	—	—	—	7,000	24,300	43,100	—
佐賀県	—	—	—	10,100	24,300	48,000	6,300
長崎県	—	—	—	1,900	17,500	27,200	—
熊本県	—	—	—	55,500	55,200	21,000	—
鹿児島県	—	—	—	3,100	20,400	45,500	23,200
支 雜 種	36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400
乳 用 種	44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200

27年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全国	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—
支 雜 種	—	—	—	—	—	—	—
乳 用 種	—	10,600	18,500	—	—	—	—

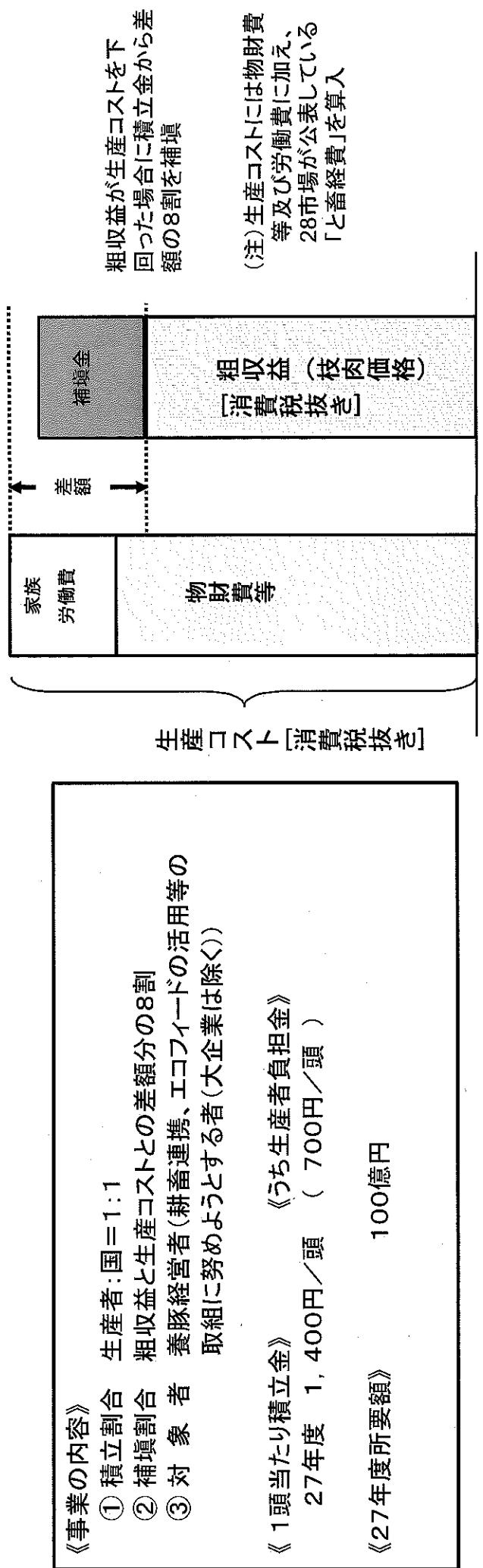
(注2) ()は概算値。確定値と概算値の差額を四半期の最終月の補填金交付の際に精算払として交付。

※ [] 地域算定においては、県別のデータを採用

養豚経営安定期策事業(豚マルキン)の概要

- ・養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填。粗収益と生産コストは四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかつた場合は、次の四半期に通算して計算。
(平成22～24年度は、四半期ごとに枝肉価格と保証基準価格の差額の8割を補填。)

- ・平成25年度より、一部推計値を用いて概算払を実施。



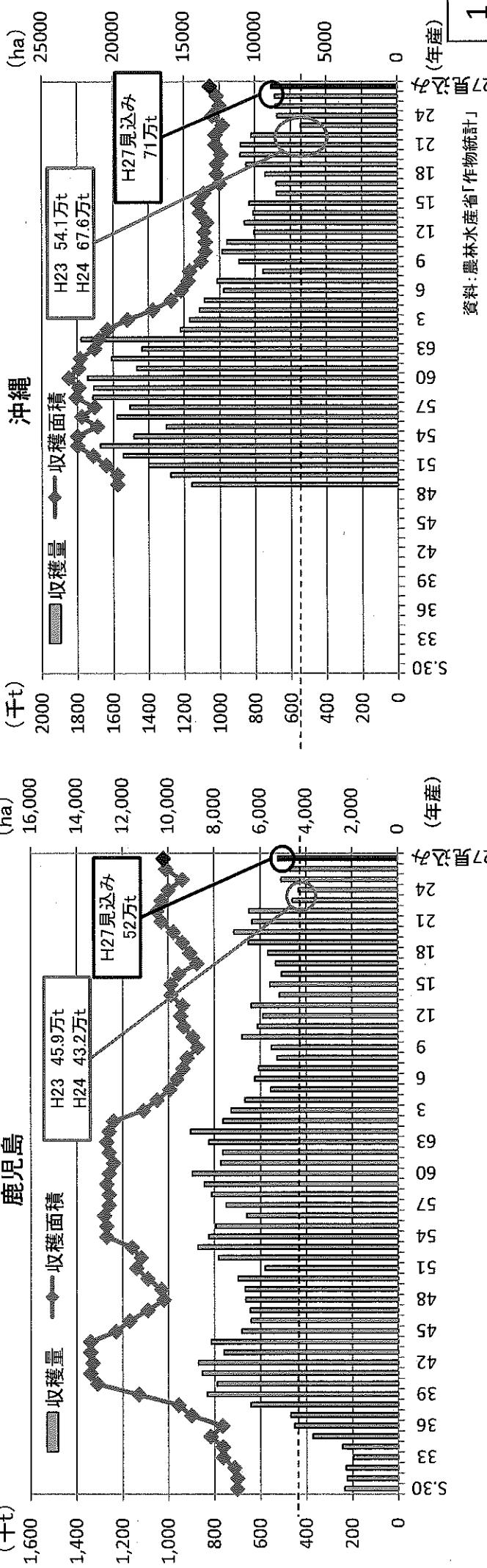
平成23～27年度補填金単価(単位：円／頭)					
平成23年度		平成24年度		平成25年度	
第1～3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
補填金単価	610	3,810	1,230	120	4,310 4,250

1. さとうきびの生産動向

- ◆ さとうきびの生産量は、平成19年以降150万トン前後で推移していたが、平成23年産は、春先の低温、度重なる台風襲来、夏季の干ばつ、害虫(メイチュウ)の大発生等により、過去最低の生産量。
- ◆ 平成24年産も、前年の不作の影響(被害を受けたさとうきびからの株出栽培の不調等)、害虫(メイチュウ)の発生、8月下旬からの台風襲来等により、過去2番目に少ない生産量。特に鹿児島県は、23年産を下回る過去最低の水準。
- ◆ 平成25年産は、不作からの脱却に向けた関係者一体となつた取組の成果もあり、全体としては生産量120万トン弱の水準まで回復。しかしながら、地域によっては、夏の干ばつや秋の台風の影響が大きく、依然として低い水準。
- ◆ 平成26年産の生育は、夏場の生育が概ね良好であったものの、秋に台風の臺来が相次ぎ、被害のあった地域では、单収、糖度が大幅に低下する等、地域により作柄にばらつき。全体では、前年を下回る116万トンの生産量となつた。

○ さとうきびの収穫面積、単収、生産量の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27見込
収穫面積(ha)	21,300	21,700	22,100	22,200	23,000	23,200	22,600	23,000	21,900	22,900	23,387
単収(kg/10a)	5,700	6,040	6,790	7,200	6,590	6,330	4,420	4,820	5,440	5,060	5,258
生産量(万t)	121	131	150	160	152	147	100	111	119	116	123

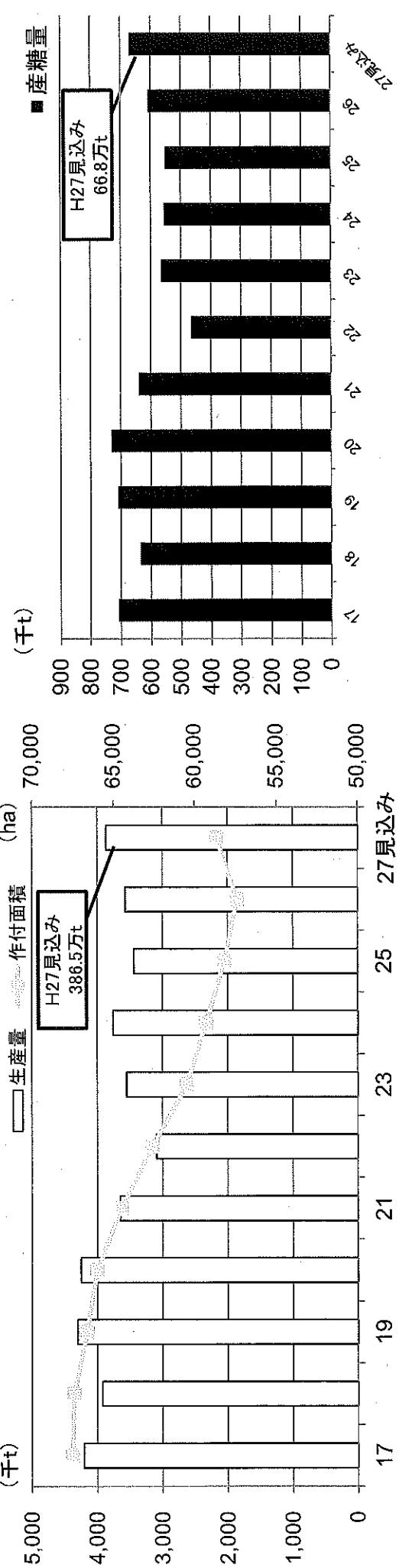


2. てん菜の生産動向

- ◆ てん菜の生産量は、平成20年産以前は400万トンを超える水準で、作付面積の減少等により、21年産以降は400万トンを下回る水準。
- ◆ 平成22年から24年産にかけては、春先の多雨等による移植作業の遅れ、夏場の高温・多雨による褐斑病等の多発により、単収減、糖度低下が発生。平成25年産も、春先の天候不順により、十勝地域を除いて移植作業が大幅に遅れ、単収は平年並、糖度は低下。
- ◆ 平成26年産は、4月に十勝地方で風霜害が発生したものの、8月中旬以降、平均気温は平年を下回り、降雨も少なかつたことから、生産量は357万トン、糖度は17度超え。
- ◆ 平成27年産については、作付面積が前年より増加しており、また、干ばつの影響が生じている市場もあるものの、全体としては、これまでのところ概ね順調に推移。

○ てん菜の作付面積、単収、生産量、産糖量の推移

	作付面積(ha)	単収(kg/10a)	生産量(千t)	糖度(%)	産糖量(千t)
作付面積(ha)	67,500	67,400	66,600	64,500	62,600
単収(kg/10a)	6,220	5,820	6,450	5,660	4,940
生産量(千t)	4,201	3,923	4,297	4,248	3,649
糖度(%)	17.1	16.4	16.7	17.4	17.8
産糖量(千t)	708	636	709	732	640

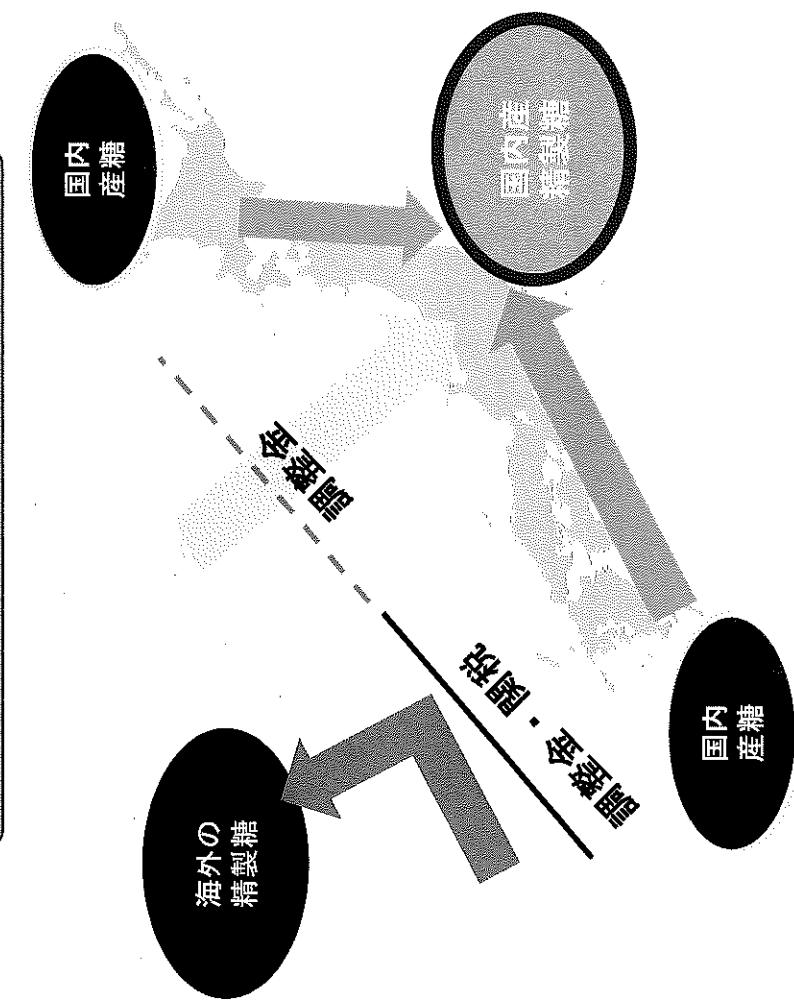


3. 糖価調整制度の全体像

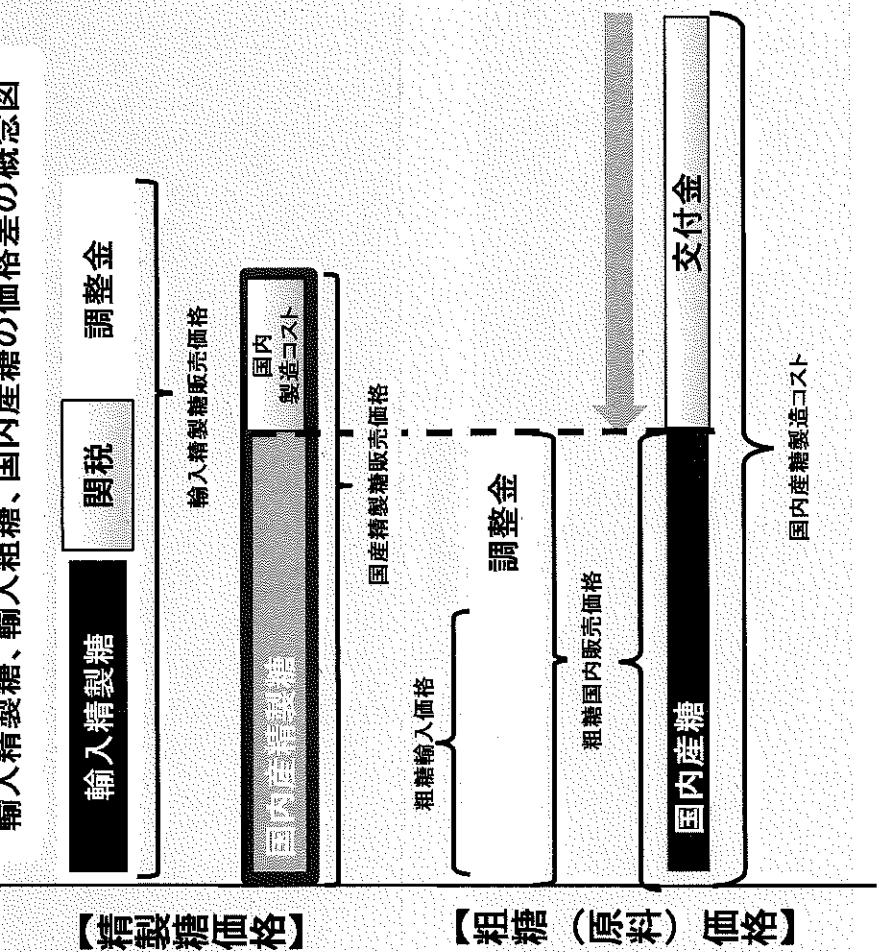
◆ 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようになりますことで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。

- ◆ 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独) 農畜産業振興機構(ALIC)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ ALICは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下された国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像

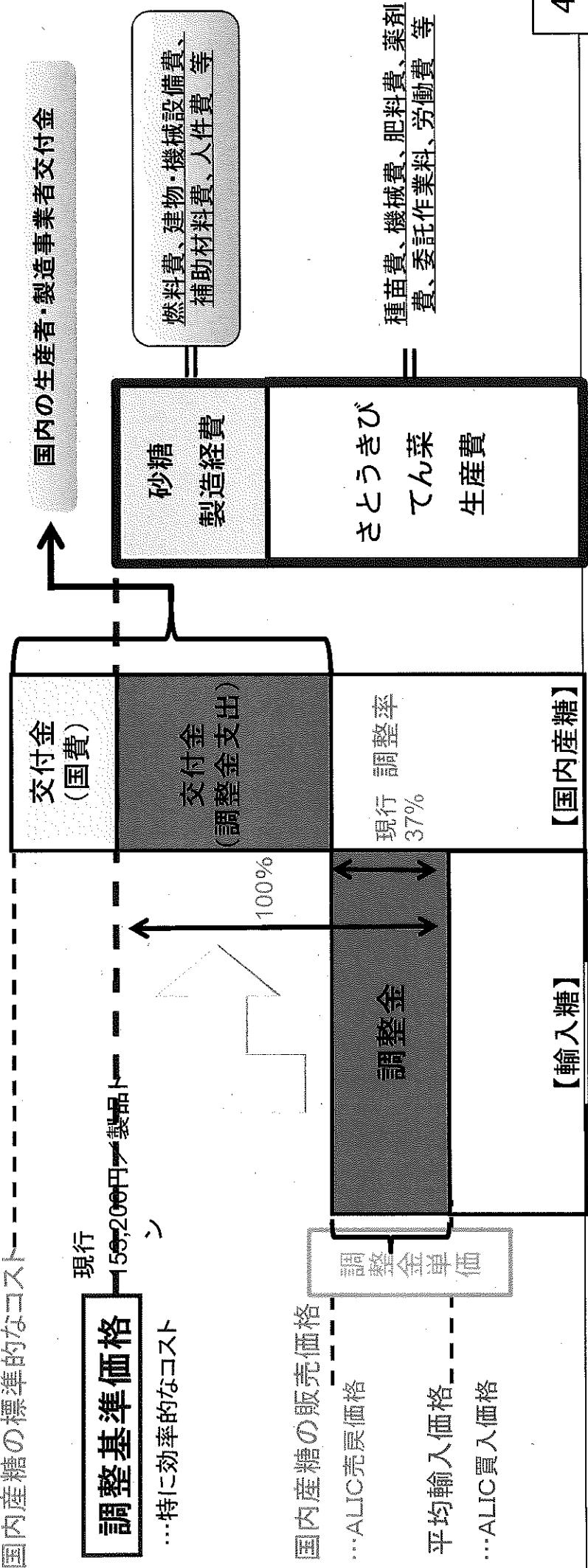


輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



4. 調整金の徴収

- ◆ 輸入糖から徴収される調整金については、調整基準価格と平均輸入価格の差に調整率を乗じて~~単価~~を決定。
- ◆ 調整基準価格は、砂糖の内外価格の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にははじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- ◆ 平均輸入価格は、4半期ごとに、ニューヨーク取引所の平均価格等を基準として決定。また、調整率は、当年の砂糖の推定供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- ◆ なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、標準的な国内産糖の製造コストと標準的な国内産糖の販売価格の差額が交付金として交付されているが、この場合、
① 特に効率的なコスト（調整基準価格）と販売価格の差額分は調整金で、
② 標準的なコストと特に効率的なコストの差額分は国費で賄う仕組み。



5. TPP 農林水産物市場アクセス交渉結果（加糖調製品）

現行の糖価調整制度を維持した上で、加糖調製品については

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
(計6.2万トン(当初) → 9.6万トン(品目毎に6~11年目以降))
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

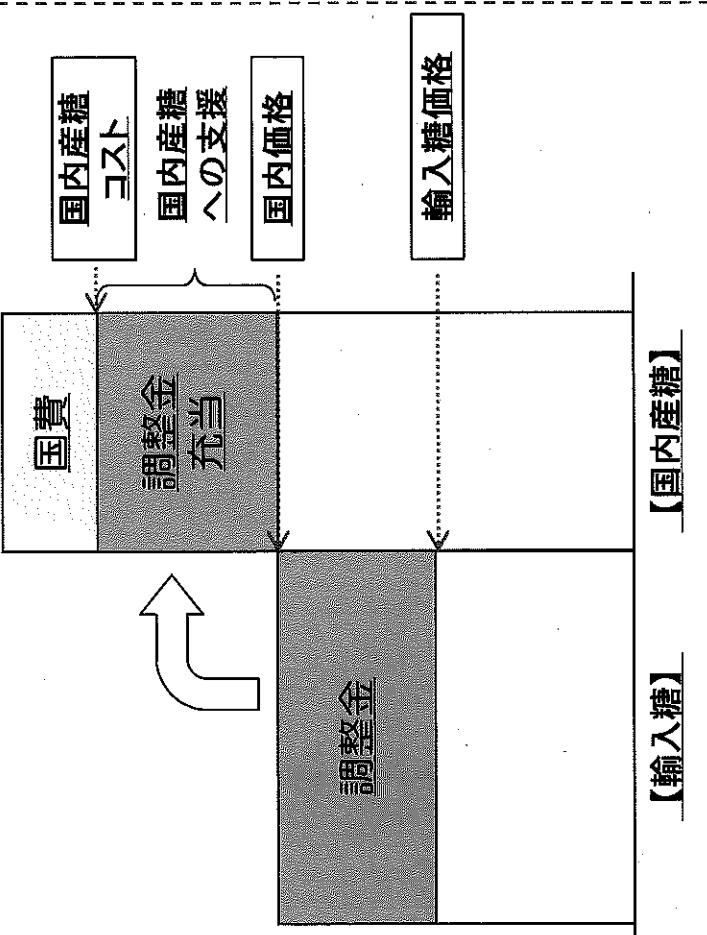
関税割当枠の例

	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
			TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(現行)(11年目) 29.8%→14.9%	(発効時)(6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(現行)(11年目) 28%→16.8%	(発効時)(6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜたもの(含 糖率約8割)	(現行)(11年目) 29.8%→17.9%	(発効時)(11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(発効時)(11年目) 9.1千トン→18.0千トン	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(発効時)(11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン

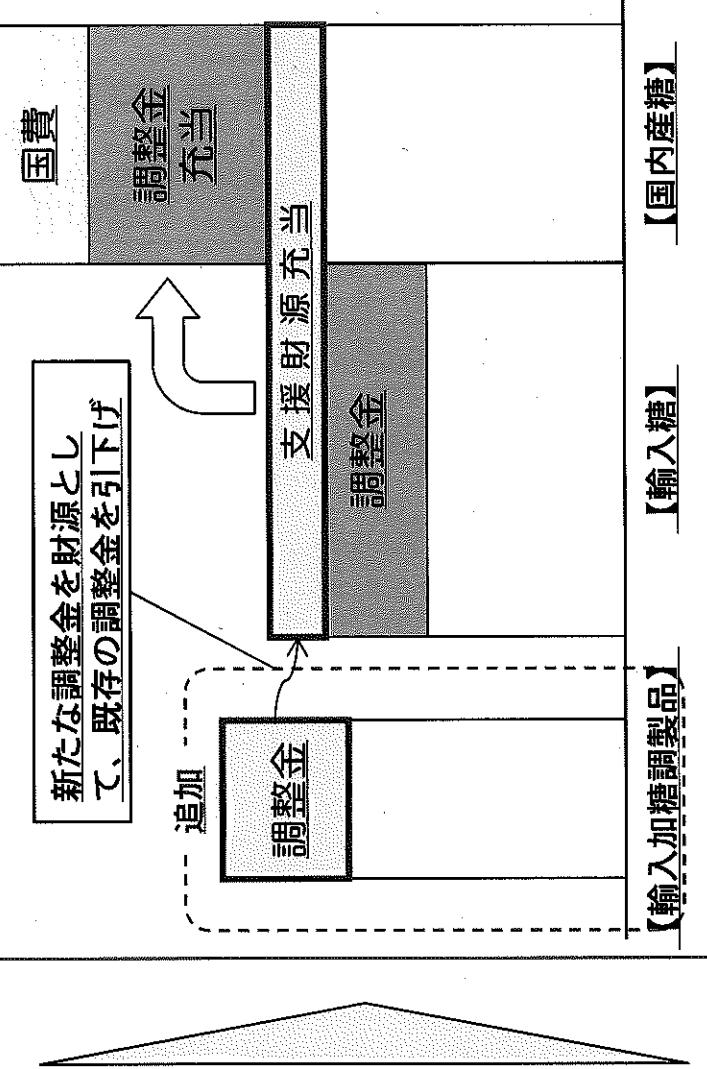
6. 砂糖及びデン粉の価格調整に関する法律の改正概要

- ◆ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品（ココア調製品等）から調整金を徴収。
- ◆ これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。

【現行】



【改正後のイメージ】

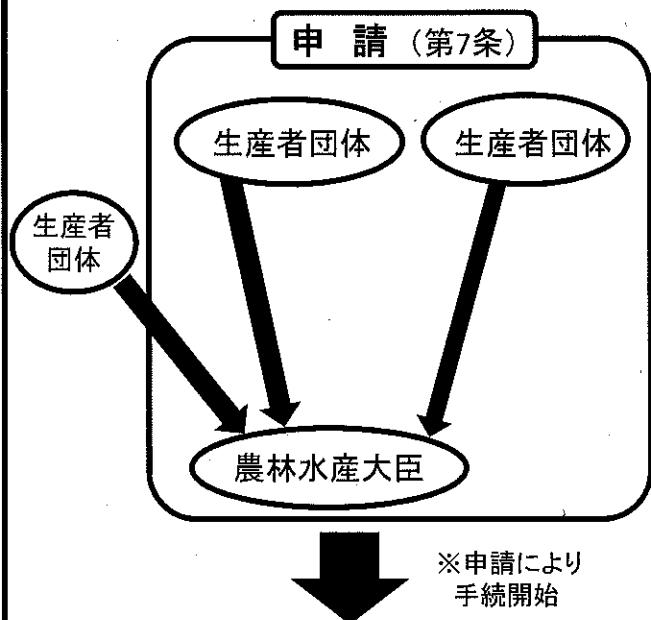


※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

改正GI法で新たに導入される外国GIの保護の仕組み

現行GI法に基づくGI登録

改正GI法に基づくGI指定

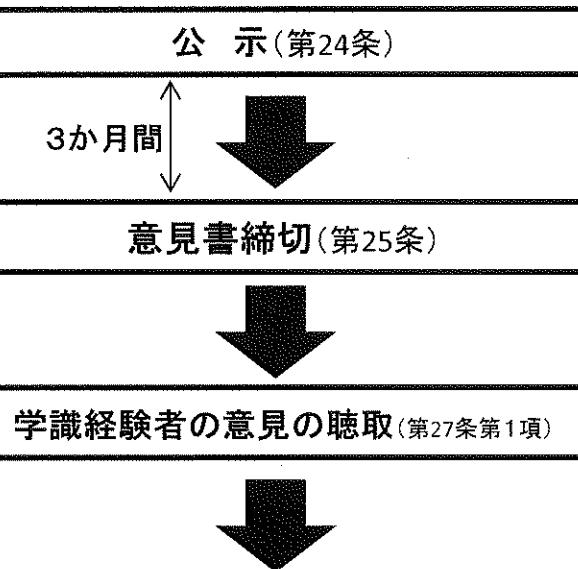
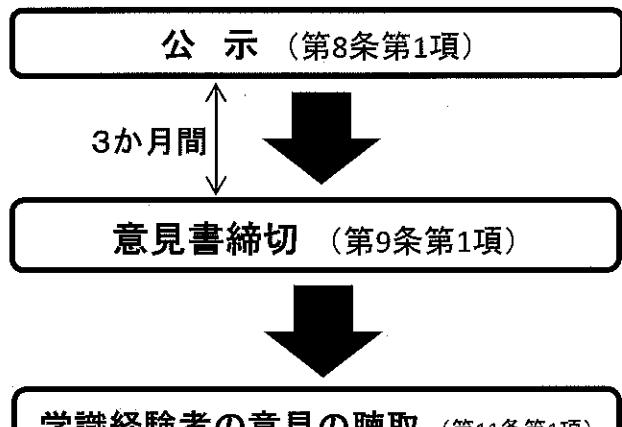


GIの相互保護に関する国際協定の締結に向けた外国との協議

○ 協議の過程では、以下の2点が確保されることを相手国に確認(第23条)

- ・ 我が国のGI制度と同等の水準にある制度により、当該外国のGIが保護されていること
- ・ 我が国のGIの保護について、当該外国の権限ある機関に要請した場合には、必要な措置を講ずると認められること

※外国との協議を契機に手続開始



※農林水産大臣が指定を実施。

指 定の公示(第28条2項)

国際協定の締結・実施